

評議員・役員報酬等支給基準規程

(目的)

第1条 社会福祉法人あすなろ会（以下「法人」という。評議員・役員報酬等支給基準（以下「基準」という。）は、法人の定款第8条及び第21条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給を行う役員等は、次のとおりとする。

(1) 評議員

(2) 理事、但し法人と雇用契約を締結していない者（以下「外部理事」という。）に限る

(3) 監事

2 理事で法人と雇用契約を締結している者（以下「内部理事」という。）は、法人の給与規程に従い職員としての報酬（給与）を支払うので、この基準の対象とはならない。

(報酬支給の範囲)

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

(1) 評議員については評議員会等

(2) 理事については理事会等

(3) 監事については理事会・監事監査等

(4) 役員等が、その任務を実行するに当って理事長が必要と判断した会議・研修会等

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬額は次のとおりとする。

		日当
評議員	評議員会等への出席	5,000円
外部理事	理事会等への出席	5,000円
監事	理事会・監事監査等への出席	5,000円

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を得るものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。